

第1号様式

受理番号

整備管理者（選任・変更・廃止）届

年　月　日

沖縄総合事務局長

殿

届出者氏名又は名称

道路運送車両法第52条の規定により下記のとおり届出ます。

届出者の住所

整備管理者 氏　名	(フリガナ)		生年月日		選任年月日		変更・廃止 の事由	交代　退職　死亡　解任 前管理者名 ()	
			年　月　日	(満　才)	年　月　日				
使用本拠位置	フリガナ						車両法53条 による解任 の有無	有(年　月　日) 無	
	名称								
事業の種類	住　所	Tel					業態	車　種	台　数
	1. バス　2. ハイ・タク　3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽　5. レンタカー　6. 自家用(5.以外)	代務者又は 整備責任者				職　名			
被選任者の 同　意　書	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有していると ともに、解任命令に基づく解任の日から2年を経過していない 者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する ことに同意します。			年　月　日			自用	自動車	台数
	本人 氏名				印				
兼職の有無	有・無	兼職の職名			職務内容				
既に整備管理 者に選任され ている本拠	フリガナ						自家用	自動車	台数
	名称								
	住　所	Tel							
整備管理者の 資　格　要　件	1. 点検又は整備の経験が2年以上及び選任前研修を修了		3. 一級、二級又は三級の自動車整備士資格		4. その他		合　計		
	2. 整備管理の経験が2年以上及び選任前研修を修了								

1. この届出書は整備管理者を選任（変更・廃止）するたびに提出すること。

2. 整備管理者1名ごとに提出すること。

3. 変更届出の場合は変更事項を朱色で記載すること。

4. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届け出ること。

5. 「自動車数」の欄は選任に係る使用的本拠に属する車両数である。

6. 「同意書」の欄には、被選任者の署名をもって押印を省略することができる。

7. 資格要件にある経験とは、整備の管理を行おうとする自動車と同種のものに対する経験でなくてはならない。

整備管理者経歴証明書					
整備士	種類(最上位)				
	合格年月日				
	証書番号				
実務経験	自年月	至年月	計	事業場の名称	業務内容
				合計	
事業主の 確認書	上記のとおり相違ないことを証明する。				
				年 月 日	
委嘱	所属事業主の同意書				
	当事業場の()が ()の整備管理者 になることを同意します。 なお、当該事業場との距離は約()mです。				
備考	事業所名称及 び代表者名				

整備管理者の職務

整備管理者は次の職務を遂行するものとする。

- ①日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施されること。
- ②日常点検の実施に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。
- ③定期点検について、その実施方法を定め、それを実施することは又は整備工場等に実施させること。
- ④上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること。
- ⑤日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること。
- ⑥定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること。
- ⑦定期点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
- ⑧自動車車庫を管理すること。
- ⑨上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること。

整備責任者等の職務

整備責任者は、整備管理者の指示により整備管理者の職務を代行する。ただし、日常点検の実施結果に基づく自動車の運行可否の決定その他の職務を代行するにあたって疑義が生じた場合、故障又は事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者に報告し、その指示に従うものとする。

代務者は、整備管理者の指示により整備管理者及び整備責任者を補佐するとともに、整備管理者及び整備責任者が不在のときは、その職務を代行する。また、日常点検の実施結果に基づく自動車の運行可否の決定その他の職務を代行するにあたって疑義が生じた場合、故障又は事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者に報告し、その指示に従うものとする。

代務者は、代行職務を終了して、整備管理者に当該職務を引き継ぐときには、整備管理者にその内容を報告するものとする。

代表者との調整等

整備管理者は、代表者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

整備管理者は、日常点検の安全な実施を図るため、車両管理状況について毎月1回以上代表者に報告するものとする。

整備管理者は、毎週1回以上整備責任者と連絡をとり、車両管理状況について報告を受けるとともに、必要に応じて整備責任者に指示をするものとする。

1. 整備士種類の欄について、整備士試験に多種目合格している者は自動車技能検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。

2. 確認書及び委嘱の欄については、代表者本人の署名をもって押印を省略することができる。